

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第四十五号

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（納税告知に関する文書の様式）

第四条 次に掲げる文書の様式は、知事が別に定めるところによる。

一 納税通知書

二 納付（納入）通知書

三 納付（納入）催告書

四 滞納処分費納付告知書

五 納期限変更告知書

六 増額通知書

七 減額通知（賦課取消）書（兼過誤納金還付（充当）通知書）

八 法人県民税、法人事業税、特別法人事業税更正（決定）書

九 たばこ税更正（決定）書

十 県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、ゴルフ場利用税、軽

油引取税更正（決定）書

十一 督促状

第五条第一項中「第十三号様式」を「第二号様式」に改め、同条第二項中「第十四号様式」を「第三号様式」に改める。

第八条の二第一項中「第十五号様式」を「第四号様式」に改める。

第九条中「第十六号様式」を「第五号様式」に改める。

第十条第一項中「第十七号様式」を「第六号様式」に改め、同条第二項中「第十八号様式」を「第七号様式」に改める。

第十八条中「第十九号様式」を「第八号様式」に改める。

第二十一条中「第二十号様式」を「第九号様式」に改める。

第二十三条中「第二十一号様式」を「第十号様式」に、「第二十二号様式」を「第十一号様式」に改める。

様式目次を次のように改める。

様式目次

第一号様式……………徴税吏員証

第二号様式……………県税徴収金領収証

第三号様式……………納付書による所内徴収領収印

第四号様式……………ゴルフ場利用税税率軽減申出書

第五号様式……………ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録証票

第六号様式……………収納印

第七号様式……………納税済印

第八号様式……………犯則事件領置（差押、記録命令付差押）物件の封印

第九号様式……………通告書

第十号様式……………滞納処分差押物件の封印

第十一号様式……………滞納処分差押物件の公示書

第二号様式から第十二号様式までを削り、第十三号様式を第二号様式とし、第十四号様式から第二十二号様式までを十一様式ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和八年九月二十四日から施行する。